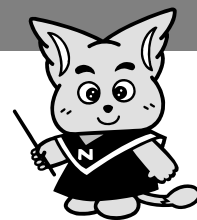


国民年金だより



4月から国民年金の納付は、便利で安心な口座振替による前納制度はいかがですか？

4月から口座振替による保険料納付をご希望の場合は
2月末までにお申し込みをお願いします。

国民年金保険料の納入に口座振替を利用されますと、預(貯)金口座から自動的に保険料を納めることができますので、納めに行く手間と時間が省け、納め忘れの心配がなくなります。
また、早割(当月末振替)、6カ月、1年前納の場合は保険料が割引になります。

口座振替の種類について

- (1) 通常納入(翌月末振替) …………… 割引なし
- (2) 早割(当月末振替) …………… 1か月 **50円の割引※**
- (3) 6か月前納 …………… 6か月 **1,020円の割引※**
(4月～9月分までを4月末に振替
10月～翌年3月分までを10月末に振替)
- (4) 1年前納 …………… 1年 **3,770円の割引※**
(4月～翌年3月分までを4月末に振替)

※上記金額は、平成24年度の場合です。

手続きについて

- お申し込み先：年金事務所、口座をお持ちの金融機関
- ご持参いただくもの
年金手帳等(基礎年金番号が確認できるもの)、預金通帳、金融機関届出印
※現在、口座振替による前納されている方で引き続き同様の前納を希望される方は、再度お申込の必要はありません。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

年の途中から国民年金に加入された場合など、平成24年10月1日から12月31日までの間に、はじめて保険料の納付をされた方については、2月上旬に控除証明書を発送することとしています。

また、平成24年11月に発送しました控除証明書の証明欄にある納付済額や見込額以上に保険料を納付されたときは、「11月に発送しました控除証明書」と、「追加で納付していただいた保険料の領収証書」を申告書に添付してください。

確定申告(住所地を管轄する税務署で受付)の際に必要となりますので**大切に保管**してください。
なお、お問い合わせ等は、控除証明書専用ダイヤルまたは年金事務所までお願いします。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613
由岐支所住民室 ☎ 78-2211